

# 交通事故など第三者行為による負傷は 共済組合に連絡が必要です

交通事故など第三者からの加害行為により負傷した場合は、その加害者が治療費等を支払うため、共済組合の組合員証等を使用して治療を受けることはできません。

しかし、かかった治療費をすぐに支払ってもらえないようなときは、一時的に組合員証等を使って治療を受けることができます。

共済組合では、後日加害者に対し治療費等を請求することになります。

## 第三者行為の例

第三者による加害行為は交通事故だけでなくありません。  
次の例により負傷した場合も第三者行為になります。

- けんか
- 他人のペットに噛まれた
- 食中毒（食堂での食事により）
- 工事現場での落下物による負傷

## 共済組合に連絡してください！

万が一、第三者行為で組合員や被扶養者が負傷し、組合員証等を使って治療を受けるときは、必ず共済組合に連絡してください。  
連絡後に次の書類を共済事務担当課経由でご提出いただけます。

- ① 損害賠償申告書
  - ② 事故発生状況報告書
  - ③ 自動車損害賠償保険契約関係届（相手分）
  - ④ 念書（交通事故の場合）
  - ⑤ 誓約書（交通事故以外の場合）
- ⑤ 交通事故証明書  
（人身事故扱いのもの）

## 示談するときには慎重に！

組合員証等を使って診療を受けると、治療費の内、共済組合が負担する部分については、共済組合が加害者に対し損害賠償請求権を得ます。

組合員や被扶養者が加害者との間で示談すると、損害賠償請求権を放棄することになるので、事故などによる負傷等が完治していない状態であっても、組合員証等を使った治療が受けられないこととなります。

このため、事故の現場で安易に示談することは避け、事前に共済組合に相談してください。

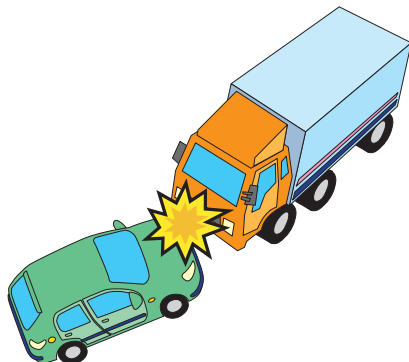
## 公務中や通勤途中の事故は？

公務中や通勤途中の事故の場合は、組合員証等を使用することはできません。地方公務員災害補償基金が治療費を負担することになります。

## 外傷による診療調査にご協力を！

共済組合では医療費増高対策の一環として、診療報酬明細書（レセプト）による外傷原因調査を行います。

ついでに。  
この調査は、外傷が第三者行為や公務災害に該当するかどうか確認するためのものです。  
調査の対象となる方には、照会用紙を送付しますので、負傷の原因とその状況等を詳しくご記入のうえ、共済事務担当課を経由し、共済組合まで提出してください。  
皆様のご理解とご協力をお願いします。



お問い合わせ先

共済組合 保険課

電話 〇二九一三〇一四二三